

第7回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火)午後1時30分から

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	13番	足立晋哉
委員	1番	角興
	2番	古徳哲郎
	3番	阿部和夫
	4番	景山正道
	6番	門脇明
	7番	永見諒
	8番	佐々木隆
	9番	藪内明
	10番	永井和人
	11番	酒井美智子
	12番	濱田孝

4. 欠席委員 5番 築谷敏樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	阿部英治
主幹	川田潤
主任	今井洋介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第22号	非農地証明申請書について
議案第23号	農用地利用集積計画(案)について
報告第19号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議長 ただ今から、平成30年 第7回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は、築谷委員から欠席の連絡が入っておりますが、そのほか欠席、遅刻委員はいませんので、定足数に達しており、会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員ですが、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、7番永見委員、11番酒井委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

6月22日(金) 鳥取県農業会議 第94回通常総会

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案の1ページから6ページです。

(番号1～9)まで譲り受け人、譲り渡し人が同じですので、一括して説明します。

譲受人が竹内町のAさんで、譲渡人が奈良市のBさんです。

譲受人と譲渡人は親戚の関係にあり、申請地を無償譲渡し野菜等を栽培したいという申請内容です。土地の所在は、境港市福定町、田1,248㎡、畑、3,003㎡で市街化調整区域内にあります。

地図は5ページから6ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、自作地の面積が、9,731㎡で、下

限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、足立会長、角職務代理、阿部委員にお願いしました。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

委 員 譲渡人と譲受人は親戚関係とのことだが既に含まれている耕作面積はあるか。

事 務 局 全て追加です。耕作面積についても妥当ではないかと考えます。

委 員 畑があれいているようだがすぐに再生、作付けはできるのか。

事 務 局 一部開墾する必要はあります。手入れをすれば作付けは可能であると思います。

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明させていただきます。

議案の7ページです。

(番号1)

貸付人は、境港市森岡町のCさんで、借受人は夕日ヶ丘1丁目のDさんです。

貸付人と借受人は親子の関係にあります。

土地の所在は、森岡町、畑、合計387㎡です。

申請理由は、申請地を借り受けて、住宅を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、近接する営農地はなく、被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、角職務代理、阿部委員にお願いしました。以上です。

(番号2)

譲渡人は、境港市渡町のEさんで、譲受人は外江町のFさんです。

土地の所在は、渡町字、畑、合計337㎡です。

申請理由は、申請地を譲り受けて、住宅を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺に営農地はなく、被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、角職務代理、阿部委員にお願いしました。以上です。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり承認されました。
続いて、議案第22号「非農地証明申請書について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号「非農地証明申請書について」説明させていただきます。
議案の10ページ、11ページです。
申請人は議案第20号で3条申請をされた奈良市のBさんです。土地の所在は、福定町、畑、102㎡、田692㎡で、市街化調整区域内にあります。地図は11ページです。
現地の写真はお手元に配付しております。
申請地は、約40年ほど前に申請者の父が家屋を新築してから屋敷の一部として利用されているため、農地から外したいとのことで非農地申請に至っております。
現地調査は、足立会長、角職務代理、阿部委員にお願いしました。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

委 員 建物は別人となっているがご家族の方か。

事 務 局 ご家族の自宅です。

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり承認されました。
続いて、議案第23号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第23号「農用地利用集積計画(案)について」説明させていただきます。
議案12ページから16ページです。
14ページが総括表です。利用権設定のうち、賃借権設定が畑7筆、5,294㎡で、その内新規が7件、更新が0件となっています。使用貸借権設定が畑9筆6,836㎡です。その内新規が9件、更新が0件となっています。
15ページが利用権設定の各筆明細です。
16ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。
Gさんご実家が松江市の農家で、借受の場所は妻の実家の近くとなっており、弟さんも栽培を手伝う予定としておられ、順調にいけばさらに耕作面積を増や

していく予定であるとのことです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

委員 農用地の面積が下限要件を満たしていないのではないかと。

事務局 利用権設定については下限要件を設けておりません。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり承認されました。次に、報告に入ります。事務局からお願いします。

(事務局から次の事項について報告)

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 報告について、何か質問等がございますか。

続いて、

・その他協議事項、行事予定等

○常設審議委員会 平成30年7月20日(金)

○第8回境港市農業委員会総会 平成30年8月7日(火)

○第9回境港市農業委員会総会 平成30年8月10日(金)

・農業委員会情報「農地や用水路への不法投棄について」

議長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議長 無いようですので、以上をもちまして平成30年第7回境港市農業委員会総会を閉会します。

平成30年7月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
